

## 「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」の改定について

平成29年6月2日

いじめ・不登校総合対策センター

いじめ防止対策基本法の施行後3年が経過し、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定した。

これを受け、「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」を改定することとし、改定案を作成した。あわせて、改定案の中で示した「無記名アンケート」について3つの例示を作成し、各学校に示していくこととした。

### 1 「いじめの防止等のための基本的な方針（国方針）」の主な改定ポイント

- (1) いじめの認知 定義の明確化
- (2) 学校いじめ防止基本方針 策定・見直しにおける保護者、地域住民等との連携、策定した方針の公開と説明
- (3) 学校のいじめ対策組織・情報共有 組織的な対応、SCやSSW、弁護士などの外部人材の参画を推進、いじめの情報共有手段の明確化
- (4) いじめの未然防止・早期発見・対処 幼児期の教育、配慮が必要な児童生徒への対応、アンケート・個人面談の実施、いじめの「解消」の定義の明確化
- (5) 重大事態への対応 重大事態の範囲の明確化

### 2 「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針（改定案）」の主な改定ポイント

- (1) いじめの認知
  - ・定義の明確化と積極的な認知
- (2) 学校いじめ防止基本方針
  - ・策定、見直しにおける児童生徒、保護者、地域住民、関係機関等との連携
  - ・ホームページ等による公開と児童生徒、保護者等への説明
- (3) 学校のいじめ対策組織・情報共有
  - ・組織的指導体制の構築、SCやSSW、弁護士などの外部人材の参画を推進
  - ・いじめに関する情報を日々共有し、組織的・機動的対応を行うため、「集約担当（※）」を設置
 

※ いじめやささいな兆候の発見・報告を受けた教職員が一人で抱え込まず、組織による認知を機動的に行うために、学校いじめ対策組織の中に日々の情報を整理・記録・集約する集約担当を置く。児童生徒のささいな変化に気付いたり、トラブルを見かけたりした教職員は、その全てを集約担当に速やかに伝え、集約担当は情報を整理して緊急性について仮判断を行った上で校長の判断に基づき学校体制として対応を行う。
- (4) いじめの未然防止・早期発見・対処
  - ・幼児期の教育
  - ・被災児童生徒など配慮が必要な児童生徒への対応
  - ・アンケート調査、個人面談等の相談体制の整備
  - ・いじめの「解消」の定義の明確化
- (5) 重大事態への対応
  - ・重大事態の範囲の明確化

**【参考】「いじめ防止に係る無記名アンケート」について**

このたびの改定方針案には、いじめに係るアンケート調査を盛り込んだ。

現在、いじめの早期発見を目的とした定期的な「いじめアンケート調査」は記名アンケートが広く実施されているが、このたび、これに加えて児童生徒の心情の変化や学級の状況を継続的にキャッチすることができ、児童生徒が回答しやすい「無記名アンケート」（別紙「「いじめ防止に係る無記名アンケート」について」参照）を例示し、学校における計画的な実施を推進する。

**【今後のスケジュール】**

- ・ 6月：パブリックコメント
- ・ 7月：定例教育委員会で議決 ⇒市町村教育委員会、県立学校等に通知

# 鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針【改定案】

## はじめに

いじめが全国的に大きな社会問題となる中、平成25年6月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が制定され、同年9月28日に施行されました。同法附則第2条第1項には、法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講じるとされていることから、国は「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国方針」という。）を改定し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を策定しました。（H29. 3. 16）

こうした国の動きを参酌し、平成25年に策定した「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「県方針」という。）を地域や学校の実情に応じた内容に見直し、いじめ防止等のための対策を一層推進していくこととします。

本県では、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に向け、これまで「鳥取県いじめ防止対策ガイドブック～笑顔でつながる～」を作成するとともに、心理検査等の実施、「24時間相談体制」の充実、「鳥取県いじめ問題検証委員会」や「子どもの悩みサポートチーム」の設置など様々な対策を講じてきましたが、いじめの認知や組織的な対応、重大事態に対する危機意識など複数の課題も顕在化してきています。そこで県としてはこの度の「国方針」の改定を契機に、より一層いじめ問題への取組の強化を図っていきます。

## 1 いじめの定義と認知

### <いじめの定義について>

いじめは、児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。（法2条1項）

### <積極的ないじめの認知>

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要です。

国方針

いじめの認知は、特定の教職員で行うことなく、学校いじめ対策組織を活用して行います。

軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪したことにより、教員の直接的な指導が行われることなく良好な関係を再び築くことができた場合等において、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な判断による対処も可能ですが、これらの場合であっても、いじめの定義に該当するため、学校いじめ対策組織へ情報提供することは必要となります。

国方針

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

国方針

## II いじめに対する基本的な認識

### 1 いじめの理解

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

### 2 いじめ防止への取組

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要です。

国方針

### 3 組織的な対応

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

国方針

### 4 いじめの積極的な認知

どのいじめも重大事態につながる可能性があることを認識した上で、いじめを早期発見し、対応の遅れが生じないように、いじめの認知を積極的に行います。

## 5 児童生徒のいじめ問題への理解

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、児童生徒がいじめを行わず、またいじめを認識しながら放置することがないように、児童生徒のいじめに対する理解を深めることが大切です。

## 6 保護者・家庭における認識

保護者は、子どもへの教育の第一義的責任を有します。その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、児童生徒に対し規範意識を養うための指導その他必要な養育・指導を行うよう努めます。（法9条1項）

また、その児童生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するよう努めます。（法9条2項）

国方針

## 7 学校関係者・関係機関との連携

いじめの防止や解決には、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すための学校関係者と地域、家庭との連携が必要です。より多くの大人が悩みや相談を受け止めることができるように、それぞれの立場からその役割と責任を自覚し、連携・協働する体制づくりを行います。

国方針

## 8 大人が子どもに与える影響

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、また異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに悪い影響を与えることを考え、大人の「心豊かで安全・安心な社会をつくる」という認識の共有が不可欠です。

国方針

# III いじめの防止のための方針と組織

## 1 鳥取県における取組

### (1) いじめ防止対策の点検・見直し

いじめの防止等のための対策を、鳥取県教育振興基本計画に基づく毎年度のアクションプランに位置づけ、着実に取り組むとともに、機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。（PDCAサイクル）

## (2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

いじめの防止等に関係する県内の機関及び団体の連携を図るために設置する「鳥取県いじめ問題対策連絡協議会」の機能を活かすことにより、本県におけるいじめの防止等に向けた取組を推進します。(法14条)

## 2 学校における取組

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、「学校いじめ防止基本方針」(以下「学校方針」という。)を策定し、年間を通じた総合的ないじめの防止のための計画等を作成し、いじめの防止に向けた取組の一層の充実を図ります。

その際は、「国方針」及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「県方針」及び「鳥取県いじめ防止対策ガイドブック～笑顔でつながる～」、また当該学校の設置者の定めるいじめの防止等のための基本方針を参酌します。(法13条)

なお、学校方針の策定・見直しを行うにあたっては、保護者、地域住民、関係機関等の意見を聞きながら行うよう努めます。また、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意します。

国方針

#### ① 「学校方針」を定める意義

「学校方針」を定めることで、教職員がいじめを抱え込まず、かつ学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となることをねらいます。

国方針

また、学校のいじめに対する姿勢や活動を方針としてあらかじめ示すことは、児童生徒及び保護者に対し、学校生活を送る上で安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑制や、いじめが起こりにくい、いじめを許さない環境づくりにつながります。

国方針

#### ② 「学校方針」の内容

「学校方針」には、未然防止の取組、早期発見・早期対応の在り方、事案対処の在り方等、いじめの防止全体に係る内容を示します。

国方針

またいじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容(いつ、どこで、誰が、何を、どのように等)を明確に定めておきます。

### ③ 体系的・計画的な取組

学校は、年間の教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が、体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めます。

国方針

### ④ 学校評価への位置づけ

学校は、「学校方針」に基づくいじめ防止の取組状況を、学校評価の評価項目に位置付けます。その際、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底します。

国方針

### ⑤ 「学校方針」の説明

学校は、「学校方針」を、学校のホームページへの掲載、その他の方法により、保護者、地域住民が容易に目にする措置を講ずるとともに、その内容を児童生徒、保護者等に説明します。（法15条2項）

国方針

## (2) 学校いじめ対策組織と集約担当の設置

個々の教職員が抱え込まず組織で対応できるよう、学校は「いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ対策組織）」を設置し、学校を挙げていじめの防止等に取り組みます。（法22条）

いじめやささいな兆候の発見・報告等を受けた教職員が一人で抱え込まず、組織による認知を機動的に行うために、メンバーの中に集約担当を決め、日々の情報を整理・記録します。児童生徒のささいな変化に気付いたり、トラブルを見かけたりした教職員は、その全てを集約担当に速やかに伝え、集約担当は、集まってきた情報を整理し、緊急性について仮判断（組織を招集して検討、2～3日様子を観察、一過性のトラブルとして記録のみ等の対応の仮仕分け）を行い、校長の承認を得て、その判断に基づいた動きを学校体制で行います。必要に応じ、関係教職員からの聞き取り等も行うよう指示します。

生徒指導  
リーフ

なお、校種・学校規模等、学校の実態に合わせ、集約担当を決めますが、学校全体の状況を把握し、迅速な情報共有や仮判断ができる教職員を集約担当とします。

## (3) 学校いじめ対策組織の役割

国方針

学校いじめ対策組織は、具体的に次に掲げる役割を持ちます。

○未然防止

いじめが起きにくい、いじめを許さない学校環境づくり・組織づくりを行います。

○早期発見

組織に集められた情報の集約・整理・記録と共有化を図り、いじめであるか否かの判断を行います。

○早期対応・事案対応

いじめが疑われる情報があった時に、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対する事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施します。

(4) 学校いじめ対策組織の構成員

学校いじめ対策組織は、学校の複数の教職員、必要に応じて心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなど）その他関係者等により構成します。（法22条）

国方針

## IV 未然防止の取組

### 1 鳥取県における取組

#### (1) 児童生徒の自主的な活動支援

児童生徒が自主的に行ういじめの防止等に資する活動を支援します。（法15条2項）

#### (2) 教職員の資質向上のための研修

いじめの防止等のための対策に関する研修を実施するなど、教職員の資質向上に必要な措置を講じます。（法18条2項）

#### (3) インターネット上のいじめの防止

インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備するなど、インターネット上のいじめの防止等のための対策の一層の推進を図ります。（法19



条)

#### (4) 調査研究とその成果の普及

いじめの防止等に関する調査研究を行うとともに、その成果を普及します。(法20条)

#### (5) いじめ問題における広報や啓発

いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談・救済制度等についての広報や啓発を行います。(法21条)

#### (6) 専門家等の活用

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、外部専門家の活用を推進します。

国方針

また、外部専門家を有効に活用できる校内体制づくりを支援します。

#### (7) 幼児期の教育

幼児期の教育において、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促します。

国方針

#### (8) 道徳教育及び体験活動等の充実

心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、すべての教育活動を通じた道徳教育及び思いやり・社会性・規範意識等を学ぶ体験活動等の充実を図るとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目するための観点に立った取組を支援します。

国方針

## 2 学校における取組

### (1) 魅力ある学校づくり

友人や教職員との信頼できる関係の中で、児童生徒が安心・安全な学校生活を送り、規律正しい態度で自主的に活動できることがいじめ防止の基本であると考え、学校は、児童生徒・保護者にとって魅力ある学校づくりを行います。

### (2) 管理職のリーダーシップ

管理職は、リーダーシップを発揮し、いじめに関する教職員の意識向上、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組みます。

国方針

### (3) 教職員の対応と意識向上

教職員全員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って児童生徒の指導に当たるとともに、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させます。

国方針

また、いじめの防止等に関する校内研修を企画・実施します。(法18条2項)

### (4) 配慮が必要な児童生徒への日頃からの対応

被災児童生徒など、心身に受けた多大な影響や慣れない環境への不安がある児童生徒や、その他の配慮が必要な児童生徒について、教職員がその状況を十分に理解し、細心の注意を払って対応します。

別添2

### (5) 道徳教育及び体験活動等の充実

学校は、社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、教育活動全体を通じた道徳教育や体験活動の充実を図ります。

国方針

### (6) 自ら考え、行動する力の育成

学校は、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等のいじめの防止に資する主体的な活動に取り組み(法15条2項)、いじめに直面したときに適切な行動ができる児童生徒の育成をめざします。

国方針

### (7) インターネット上のいじめの防止

学校は、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図ります。(法19条)

国方針

### (8) 心理検査等の諸検査の活用

学校は、心理検査等の諸検査を活用し、学級集団や児童生徒個々の理解を深めるように努めます。

### 3 家庭における取組

- (1) 保護者は、児童生徒のささいな変化に気付き、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努めます。
- (2) 保護者は、国、地方公共団体、学校設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。(法9条3項)

### 4 関係団体等の取組

児童生徒の健全な成長を願って取組を行う機関や団体等においても、いじめの防止等のための取組を推進します。

### 5 地域等の取組

いじめは校外においても行われることもあるため、気になる様子が見られる際には声をかけたり、学校へ連絡したりする等、地域として児童生徒を温かく見守る取組を推進します。

## V 早期発見

### 1 鳥取県における取組

#### (1) 教育相談体制の充実

いじめに関する通報及び相談を受け付ける体制を充実させるとともに、その周知を図ります。(法16条2項)

#### (2) 積極的な実態把握

早期に実態把握を行うための定期的なアンケート調査、個人面談の実施等の取組を推進するとともに、その取組状況等を把握します。

国方針

### 2 学校における取組

#### (1) アンケート調査、個人面談の実施

学校は、日頃からの児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や信号を見逃さないようアンテナを高く保つことはもちろんのこと、定期的なアンケート調査や計画的な教育相談の実施、また気になる様子が見られる児童生徒がいた場合の面談等、児童生徒がいじめを訴えやすい相談体制を整備す

国方針

ることでいじめの早期発見に努めます。(法16条1項)

なお、アンケート調査については、いじめ発見を目的とした記名アンケート調査、児童生徒の心情の変化や学級の状況を継続的にキャッチし対策を講ずるための無記名アンケートなど、児童生徒の実態を考慮し、意図的・計画的に行います。

生徒指導  
リーフ

## (2) 児童生徒の協力の重要性

いじめの早期発見のためには、聞き取り調査など児童生徒の協力が必要となるため、学校は、児童生徒に対して、傍観者や観衆とならずに教職員等へ相談する等いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させます。

国方針

## (3) 積極的な情報共有

いじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期発見につなげることが目的であるため、学校の管理職は、リーダーシップを発揮して、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要があります。

国方針

教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または対応不要であると個人で判断せずに、直ちにすべてを組織(集約担当)に報告・相談します。

生徒指導  
リーフ

# VI 早期対応・事案対処

## 1 鳥取県における取組

### (1) 外部専門家との連携及び派遣

児童生徒及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置、弁護士等の専門家の派遣、人権擁護機関等の関係機関との連携体制の整備を図ります。

国方針

また、学校におけるいじめ事案に対応するため外部専門家の派遣を支援します。

### (2) 相談窓口関係機関との連携

いじめ相談に関わる機関が、いじめ問題の早期の課題解決に向けて、連携を図る連絡会議を開催します。

## 2 学校における取組

### (1) いじめの組織的な対応

いじめに係る情報が教職員に寄せられた時は、教職員は他の業務に優先して、かつ、即日、情報を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげます。

別添2

### (2) いじめの事実確認

児童生徒がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無等事実確認を行い、その結果を学校の設置者に報告します。(法23条2項)

なお教職員は、「学校方針」等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておきます。

国方針

### (3) いじめを受けた、いじめを行った児童生徒・保護者への対応

いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、及び再発を防止するため、専門家の協力を得ながら、いじめを受けた児童生徒や保護者に対する支援、及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行います。(法23条3項)

### (4) 犯罪行為として扱うべきいじめ

犯罪行為として取り扱われるべきいじめと認められるときは、学校は、所轄警察署と連携して対処します。特に、児童生徒の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を要請します。(法23条6項)

### (5) いじめに対する措置

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、適切に懲戒を加える場合があります。(法25条)

いじめを行った児童生徒については、いじめを受けた児童生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、いじめを受けた児童生徒のみならず他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。(法23条4項)

また、いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、保護者や専門機関等との連携をとりながら、毅然とした態度で指導・対応を行います。

別添2

## (6) 配慮が必要な児童生徒への支援

いじめなどの生徒指導上の諸問題に対して、表面に現れた現象のみにとらわれず、児童生徒をめぐる状況にも十分留意しながら慎重に対応します。その際、学校は、専門家等の意見を参考に、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する指導を組織的に行います。

別添2

## (7) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめは、加害・被害という二者関係だけでなく、所属集団の構造上の問題や、はやし立てたり面白がったりする存在・周辺で黙認する存在にも留意し、教職員は、必要に応じて集団全体への働きかけを行います。

国方針

## (8) 児童生徒又は保護者からの申立てへの対応

児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、学校は、調査しないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

国方針

## (9) いじめの解消

教職員は、いじめが解消するまで、継続的に見守り、支援を行います。

いじめが「解消している」状態とは、

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと（被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認する）

であり、他の事情も勘案して慎重に判断します。

解消に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察します。

国方針

## **VII 重大事態への対処等**

### <いじめの重大事態とは>

○いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。（法28条1項1号）

※法28条1項1号「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、

国方針

- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合 などのケースが想定されます。

○ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 (法28条1項2号)

※法28条1項2号「相当の期間学校を欠席する」については、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要です。

## 1 鳥取県における取組

### (1) 学校設置者又は学校の調査

法28条に規定する重大事態その他いじめが原因と考えられる児童生徒の重大な事故が発生した場合には、速やかに学校設置者又は学校の下に調査のための組織を設け、調査を行います。(法28条1項関連)

なお、学校が調査主体となる場合であっても、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また人的措置も含めた適切な支援を行います。 (法28条3項)

国方針

### (2) 「鳥取県いじめ問題検証委員会」の設置

知事は、教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨の報告・調査結果を受け、必要があると認めるときは「鳥取県いじめ問題検証委員会」を開催し、(1)の調査の結果について再調査を行うとともに、いじめの実態の検証・解決に取り組みます。 (法30条2項)

### (3) 専門的な知識及び経験を有する第三者の参加

(1)～(2)の組織を編成するにあたっては、適切にいじめ問題に対処する観点から、児童生徒やその保護者の意向を尊重しながら、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図り、公平性・中立性が確保されるように努めます。

### (4) 議会への報告

知事は、再調査を行ったときは、私立学校を除きその結果を議会に報告します。(法30条3項)

### (5) 事実関係の説明と個人情報の取り扱い

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明します。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法での経過報告であることが望ましく、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供します。

国方針

### (6) 事後の再発防止の取組

学校の設置者および学校は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行います。

重大事態  
ガイドラ  
イン

## 2 学校における取組

### (1) 学校設置者への報告

いじめにより重大な被害が生じた疑いがある場合には、学校は、速やかに学校の設置者に報告します。必要に応じて、重大事態の対処について支援を依頼します。

### (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、調査のための組織を設け、学校主体で速やかに調査を行うか、学校の設置者において実施する調査に協力します。(法28条)

なお、調査にあたっては、公平性・中立性が確保された組織が客観的な事実認定を行うことができるように構成します。

重大事態  
ガイドラ  
イン

### (3) 事実関係の明確化

いじめの行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り客観的、網羅的に明らかにします。

国方針

### (4) 適切な支援・指導

調査結果を踏まえ、教職員は、当該児童生徒・保護者に適切なケア・指導を行い



ます。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、その状況にあわせて継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行います。

国方針

また、いじめを行った児童生徒に対しては、保護者に協力を依頼しながら個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させます。

重大事態  
ガイドラ  
イン

#### (5) 事実関係の説明と個人情報の取り扱い【再掲】

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係について説明します。この情報の提供にあたっては、適時・適切な方法での経過報告であることが望ましく、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に情報を提供します。

国方針

#### (6) 事後の再発防止の取組【再掲】

学校の設置者および学校は、調査結果において認定された事実に基づき、いじめの未然防止、早期発見、対処、情報共有等の学校の対応について検証し、再発防止策の検討を行います。

重大事態  
ガイドラ  
イン

#### (7) 報告の流れ

重大事態が発生した際には、事実関係や調査結果について、下記のとおり報告します。(法29条1項、30条1項、31条1項)

- ・ 県立学校は、県教育委員会を通じて知事に
- ・ 市町村立学校は、市町村教育委員会を通じて市町村長に
- ・ 私立学校は、知事に
- ・ 国立学校は、当該国立大学法人の学長を通じて文部科学大臣に

## VIII いじめ防止の取組の検証等

1 県は、いじめの防止等に向けた取組の検証を随時行い、鳥取県教育振興計画に基づくアクションプランに反映させながら、改善に努めます。

2 学校は、より実効性の高い取組を実施するため、「学校方針」が、実情に即して適

国方針

切に機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。(PDCAサイクル)

## IX その他

- 1 この県方針は骨子的なものであり、「鳥取県いじめ防止対策ガイドブック」とあわせて活用します。
- 2 県は、この「県方針」が教育現場等において十分活かされるよう、市町村等に対していじめの防止等に関する情報や資料を随時提供します。

\*下線部：この度、加筆した部分

四角囲み：どこから引用したか

## 「いじめ防止に係る無記名アンケート」について（案）

### 1 はじめに

これまでいじめの早期発見を目的として定期的実施している「いじめアンケート調査」について、その取組をより効果的なものとするため、いじめの実態から、その内容、やり方について検討し、県としての方向性を示したい。

平成28年度「いじめ問題対策連絡協議会」により提言された「無記名式アンケート」の提案に向けて、いじめの早期発見だけでなく、抱え込みのない学校組織体制づくり、教職員のきめ細かな観察力向上につながる補助的手段としてのいじめアンケートを検討する。

### 2 検討する項目・内容

(1) アンケートの実施方法 無記名式

(2) アンケートの内容

【アンケート案1】 いじめについて直接みとる内容

【アンケート案2】 学校生活全体の児童生徒の状況からみとる内容

【アンケート案3】 児童生徒の内面をみとる内容

※速やかに実施・集計できる、学校独自の簡単なものを、繰り返し（定期的に）実施することが大切である。学年・組・性別のほかは、なるべく少ない質問で十分である。

(3) アンケート実施時期・期間

少なくとも月に1回（毎週もしくは隔週が望ましい）

### 3 その他（「記名式アンケート」について）

いじめの発見を目的とした記名式アンケートは、該当児童生徒の早期発見に役立つ一方、現在進行中で、深刻な事例（第三者に相談できないようなもの）については、自ら、又は周囲のものがその事実について回答しづらい点がある。

また記名式アンケートで児童生徒名があがってくることによって、教師の意識はその児童生徒に集中することになり、その他の訴えがなかった事例が見過ごされやすくなってしまふ。被害はもちろん、加害にも加わっている児童生徒が常に存在すると考えていく必要があり、一部の児童生徒の行為が把握できたことで、すべての被害者・加害者を「発見できている」かのように思い違いをしてしまふ可能性がある。

## 【アンケート案1】 いじめについて直接問う内容

### 1 特徴

- いじめを受けているのが誰なのかではなく、教職員の気付かない(潜在的な)いじめがどの程度起きているかを把握する目的で行う。
- いじめにつながる初期事案(行為、行動)を教職員・児童生徒が具体的事例として確認することができる。
- アンケート回答の際に児童生徒がいじめについて理解したり、いじめを受けたときの対応について考えたりすることができる。

### 2 アンケート

#### がっこうせいかつ 学校生活アンケート

このアンケートは皆さんが楽しく学校生活を送れるようにするために実施します。  
日ごろの学校生活をふり返って、質問に答えてください。  
あてはまる□にチェックをしてください。

- 1 最近、だれかにいやなことや、いやな思いをさせられましたか。  
ある      すこしだけある      あまりない      まったくない
- 2 だれから、いやな思いをさせられましたか。  
クラスの人      同級生      上級生      部活動の人  
先生      地域の人      その他      ない
- 3 どんなことをされましたか。  
言いがかり、おどし      冷やかし、からかい      物をかくされた、よごされた  
仲間はずれにされた      無視された      なぐられた、けられた  
お金や物をたかられた      笑われることや、しかられることをさせられた  
用事を言いつけられた      ネット上に悪口、勝手に名前をかかれた  
その他      されていない
- 4 そのことをだれかに話しましたか。  
話した      話していない
- 5 あなたは、他の人がからかわれたり、いやな思いをさせられている人を、見たり聞いたりしたことがありますか。  
ある      ない

※3の内容については、発達段階(小学校下学年・上学年、中学生、高校生等)の実態にあわせた内容とする。

## 【アンケート案2】 学校生活全体の児童生徒の状況に関わる内容

### 1 特徴

- 日々の学校生活における児童生徒が感じている思いから、学級や児童生徒の心情の変化に気付き、児童生徒の不安や悩みを早期に発見できる。
- 日々の学校生活全般に関わる質問内容なので、回答しやすい。
- 学校生活全般における児童生徒の状況を把握しやすいため、いじめをはじめ、不登校の早期発見にもつながる。
- 回答をもとに、教員が日々の生活を振り返り学級の状況について分析する力が育成される。(教員の分析力が必要なアンケートである。)
- 学校経営、学級経営の評価資料として、活用できる。

### 2 アンケート

〔小学校高学年用〕

#### 学校生活アンケート

このアンケートは皆さんが楽しく学校生活を送れるようにするために実施します。  
 日ごろの学校生活をふり返って、質問に答えてください。  
 今週の学校生活はどうでしたか。○を書いてください。

質問	はい	少し	あまり	いいえ
1 学校や学級は楽しい。				
2 クラスの友だちは親切にしてくれる。				
3 困った時に相談できる友だちがいる。				
4 学校に行きたくないことがある。				
5 学級にいやな思いをしている友だちがいる。				

### 3 期待できる効果

否定的回答から、学年・学級の状態や個々の児童生徒の学校生活等における悩みや思いを把握し、その背景にあるさまざまな問題を多角的・総合的に分析することができる。

アンケートの見方として、「1」「4」が否定的回答である場合は不登校が心配され、さらに「2」「3」も否定的な場合はいじめの可能性も疑われる。

## 【アンケート案3】 児童生徒の内面を問う内容

### 1 特徴

- 行動上にあらわれない個々の児童生徒の負の心理状態を把握できるため、より慎重に様子を見守ることができる。
- 困っている項目について把握できるため、その後の取組、対策について焦点化しやすくなる。

### 2 アンケート

対策小

3-1 こころのもよう メッセージ

・これはみなさんのこころの状態を伝えてもらうためのシートです。  
・正直な今の気持ちに○をして答えてください。

1 わたしは今、困っていることがある。

ある (2へ)  
 どちらかといえばある (2へ)  
 あまりない (3へ)  
 まったくない (3へ)

2 「ある」「どちらかといえばある」と答えた人は、何についての悩みか教えてください。

勉強のこと     友だちのこと     家のこと     部活動     その他

3 「あまりない」「まったくない」と答えた人は今の気持ちの様子について1つ○をつけてください。

楽しい     まあまあ楽しい     ふつう     あまり楽しくない

調査・アンケートという言葉を使わず、メッセージで

ここに○がついた場合に  
いじめの可能性を疑う  
\*あとは児童生徒理解に

### 3 期待できる効果

児童生徒それぞれの心理状態が把握でき、悩んでいると回答した児童生徒の存在を意識しながら、きめ細かな観察や指導につなげることができる。

「3」において、「あまり楽しくない」と回答した児童生徒は、本人が気付いていない漠然とした不安や無気力状態であることが予想される。

## ＜資料＞

### 1 これまでのいじめアンケートについて

#### (1) 年間数回程度のアンケート実施について

1か月以上の期間をあけて行うアンケート調査では、アンケート実施後にいじめ起こったいじめについては、次のアンケートの実施の時期には、解決もしくは重大な事例に発展している可能性がある。いじめの早期発見という視点を重要視するのであるならば、見落とし・見過ごしのないアンケートの実施が必要である。

#### (2) 短期間での実施について

児童生徒の心情の変化や学級の状況を短期的・継続的に比較検討することで、児童生徒の微妙な心の変化をキャッチすることができ、教職員が児童生徒に寄り添い、いじめの早期発見及び未然防止につながると考える。そのために、なるべく短い期間での定期的・継続的な実施が望ましいと考える。

### 2 アンケート調査後の扱い方について(例)

①アンケート回収後、その日のうちに担任は職員室でアンケート回答内容について確認し、気になる回答については付箋を貼るなどして、学年主任へ提出する。

前回のアンケートと比較し、児童生徒の回答の変化に注目して回答をみる。

↓

②学年主任は付箋が貼ってあるアンケート用紙を中心にすべてのものを確認し、集約担当へ提出する。

↓

③集約担当は各学年・学級の状況を把握し、管理職へアンケート用紙を提出する。

\*校長の承認を得て、必要があれば集約担当が「いじめ問題対策委員会」を開催し、その後の対策について検討する。

### 3 実施のポイント

- ・実施時の雰囲気を用意し、簡単なアンケートであっても、ふざけないで正直に答えてほしいことを伝える。
- ・回収後は、児童生徒の目の前で大封筒に入れるなど、無記名であっても匿名性を守る姿勢を見せることが、児童生徒から信頼を得る上で大切である。
- ・アンケートの回答状況を教職員で情報交換し、その対策について相談し合うことが重要であり、担任一人がアンケート結果を抱え込まないよう留意する。
- ・無記名アンケートは、児童生徒を特定するものではないため、今学校で行っている記名式アンケートと組み合わせ、実態を把握することもある。
- ・必ず教員が机間を回って回収する。児童生徒が回収するのは避ける。

